

2023. 5 No.133

三井住友信託銀行

調査月報



時論

賃上げすればすべて良しなのか？.....1

経済の動き

米銀破綻の米国経済への影響

～借入環境の悪化が実物資産投資を下押し～.....3

「中所得国の罨」再考 ～アジアを中心に.....9

時論

賃上げすればすべて良しなのか？

昨年来の物価上昇は、原油価格の下落、為替円安の一服、政府の物価対策等により、ようやくピークアウトの兆しが見え始めたが、食料や光熱費では依然、値上げの動きが続き、家計を圧迫している。

こうした中、賃上げの機運が大きく高まっており、今年の春闘賃上げ率は1994年以來の3%超となる見込みである。岸田首相の「物価上昇を上回る賃上げを」との呼びかけに大企業を中心とした経営サイドが応えた形だが、メディアも「賃上げによって家計の所得・消費の拡大を」と後押しした。

また、多くのエコノミストも『物価も賃金も上がらないのが当たり前』というノルムを、『物価も賃金も上がるのが当たり前』に転換させるチャンス」と主張する。今のノルムは、企業や家計を「物価も賃金も上げない我慢比べ」に向かわせ、値下げ・賃下げの元凶になっていると見ているためである。

このように、理由が何であれ久々に物価が上がったこの機をとらえて、「物価上昇に勝つ賃上げ」を実現すれば、「物価と賃金の好循環」が生まれ、日本経済は長期低迷から脱却できると言わんばかりの論理であるが、そのようにうまく具合に事は運ぶだろうか。これについては次の諸点に留意が必要であろう。

第1は、資源価格の高騰と円安による輸入インフレがもたらす物価上昇に「物価上昇に勝つ賃上げ」で立ち向かうことは、「物価と賃金の好循環」の実現を遠ざけかねない悪手ではないか、ということである。

賃上げを「費用ではなく人的資本投資」と言おうが、企業にとっては人件費コスト増加＝減益要因に他ならず、“ベースアップ”の名の通り、固定費色が強い。既往の素原材料に加えて、人件費が加わったコストの増加を生産性向上や収益拡大により吸収できる企業は多くはないだろう。

このため多くの企業は製商品価格への転嫁を図るだろう。これまでの物価上昇は輸入インフレが主因だったが、これに賃上げに起因する国内インフレが加わる（あるいは輸入インフレに代わる）ことになる。

そうなると賃上げ効果は減殺され、これに対応すべくもう一段の賃上げを行うと、製商品価格はさらに上がり、便乗値上げの動きも出始めれば、結局、家計の実質賃金は向上せず、消費マインドも委縮し、価格転嫁する力のない企業は減益・赤字・倒産に追い込まれ、企業の投資意欲も減退するだろう。

行き着く先は、賃上げ→個人消費の増加→企業収益の増加→賃上げ・・・という好循環ではなく、物価上昇の景気下押し効果が勝ったスタグフレーション色の濃い状況ではないか。

第2は、「物価上昇に勝つ賃上げ」を行ったとしても、「物価も賃金も上がる」ノルムへの転換は容易ではなかろう、ということである。

そもそも「物価も賃金も上がらない」ノルムが定着したのは、「物価も賃金も上がらなかった現実」があったためであり（適合的期待形成）、「上がらなかった現実」をもたらしたのは、日本経済の競争力・生産性・成長力が低下したためであり、さらにその根底には、日本経済がグローバル化、デジタル化、人口の少子高齢化という大きな潮流に十分適応できなかったことがある。

こうした日本経済の構造的・長期的課題が、成長戦略、技術革新、企業の経営革新、人的資本の蓄積等によって克服され、「物価も賃金も生活水準も上がる」現実が生まれて、真に「物価も賃金も上がらない」ノルムがほぐれるのではないか。

仮に足元の物価と賃金の上昇により直ちにノルムが変わるとしても、望ましい経済パフォーマンスが実現するとも考えにくい。実際、「物価上昇に勝つ賃上げ」を要求し、日本より物価も賃金も上昇著しい欧米諸国を見ても、実質 GDP 成長率は日本と大差はなく、国民の生活水準が向上しているわけでもない。

さらには、家計は(賃金はともかく)物価については「上がるもの、上がっても受け入れるべきもの」と物価観を転換することには、かなり抵抗するのではないか。わが国では、高齢者＝インフレに弱い年金生活者が増加しており、働き盛り世代も技術革新の加速、産業構造や雇用慣行の変化等により、突然の離職で所得が急減するリスクに常にさらされている。こうした社会状況では、家計は物価上昇をこれまで以上に生活の脅威と感じるようになるだろう。

第3は、日本経済は労働力のボトルネック(いわゆる「ルイスの転換点」)に直面しつつあり、賃金が上がり、物価も押し上げられるのは市場メカニズムに沿った動きだとしても、それは「物価と賃金の“好循環”」とは言い難い、ということである。

需要拡大を背景とせず、労働需給のひっ迫＝供給力不足を起点にした賃金と物価の上昇は、単なるコストプッシュインフレに過ぎず、日本経済の生産性・成長力の底上げや、国民の生活水準の向上につながる必然性はない。

このように考えると、今「物価上昇に勝つ賃上げ」を行えばノルムが転換し、「物価と賃金の好循環」が実現するというものではなく、少なからぬ時間と構造的課題克服の努力が必要だろう。そもそも岸田政権が発足当初、「成長と分配の好循環」を打ち出した際、「分配よりも成長が先だ」との論が大勢だったにもかかわらず、なぜ今は「賃上げという分配を行えば成長できる」との論が幅を利かすのか、違和感を禁じ得ない。

必要とされる手立てについては、働き手の能力向上を図る人的資本投資、成長分野への労働力の移動の円滑化といったヒト起点のメニューが多く提唱されている。だが、最も有効かつ本質的な処方箋は、コストプッシュ要因となっている輸入素原材料の高騰、労働力のボトルネックに正面から向き合い、大幅な省資源・省エネ・省力化を実現する最新鋭の設備投資であり、そのための研究開発投資と技術開発であり、サプライチェーンの再構築であり、これらを日本経済の競争力・成長力・生産性向上のドライバーとすることであろう。

こうした取り組みの間、企業も家計も無理して「これからは物価も賃金も上がるもの」と自分に思い込ませる必要はなからう。企業は「消費者に良いものを安く供給する」という本来の役割を追求し、家計は「自分のニーズに合ったものを最も安い価格で購入することで、満足度を最大化する」という、経済の基本的な原則に沿った行動を続けられたい。

言うまでもなく「安く」は「赤字覚悟の出血販売」でも「安かろう悪かろう」でも「サービスはタダ」でもない。家計と企業が価格をシグナルに行動した結果、家計は享受する価値に見合う正当な対価を支払い、企業は事業を継続する利益を確保できる「ウィン-ウインの価格水準」ということである。

こうした企業と家計の当たり前の経済活動の先に、「物価も賃金も生活水準も上がる」世界があると考えたい。

(専門理事 調査部主管 主席研究員 金木 利公)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。

米銀破綻の米国経済への影響

～借入環境の悪化が実物資産投資を下押し～

<要旨>

2023年3月の米銀破綻を契機とした銀行の信用不安が金融システムの問題に発展する事態は、金融当局の迅速な対応により一旦回避されたように見える。しかし、銀行の貸出態度は、これまでの金利上昇に伴う経済見通しの不確実性の上昇に加えて、中小銀行を中心とした財務への懸念および規制強化の動きを背景に、更に厳格化する可能性が高い。その結果、銀行からの借入環境は悪化し、実物資産投資を中心に景気への下押し圧力が強まることになろう。

時系列分析の結果によれば、貸出態度への予期せぬショックの後、翌四半期には商工ローン残高が減少し、設備投資は3四半期後には有意に低下して2年程度をかけ下押し幅が深まっていく。また、景気への下押しを通じて、FRBが金融緩和に転じることも示唆された。

今般の経緯からは、まず中小銀行の貸出残高の減少ペースが速まる可能性が高い。加えて、中小銀行の貸出抑制で景気が下押しされ企業の信用リスクが高まり、大手銀行も厳しい規制の下で速いペースで貸出残高を減少させる可能性がある。その場合、景気の悪化が深まり、2023年内の利下げも視野に入ってくる。

1. はじめに

2023年3月、米国の地方銀行であるシリコンバレー銀行(SVB)とシグネチャー銀行(SB)の2行が利上げの影響を受けて相次ぎ破綻し、銀行経営への不安が欧州にも飛び火して、欧米金融システムへの不安が一気に高まった。リーマンショックなど過去の反省から、破綻した2行の預金を米連邦預金保険公社(FDIC)が全額保護することや、FRBがその他の銀行への追加的な流動性供給措置を決定するなど、米当局の迅速な対応によって金融システム全体の問題に発展する事態は一旦回避されたように見える。しかし、米国の中小銀行への信用不安は消えていない。本稿では、米国の地方銀行の破綻を受けて、銀行セクターの問題が今後どのように米国経済に影響を与えるかを考察した。

2. 銀行の財務悪化から実体経済への波及パス

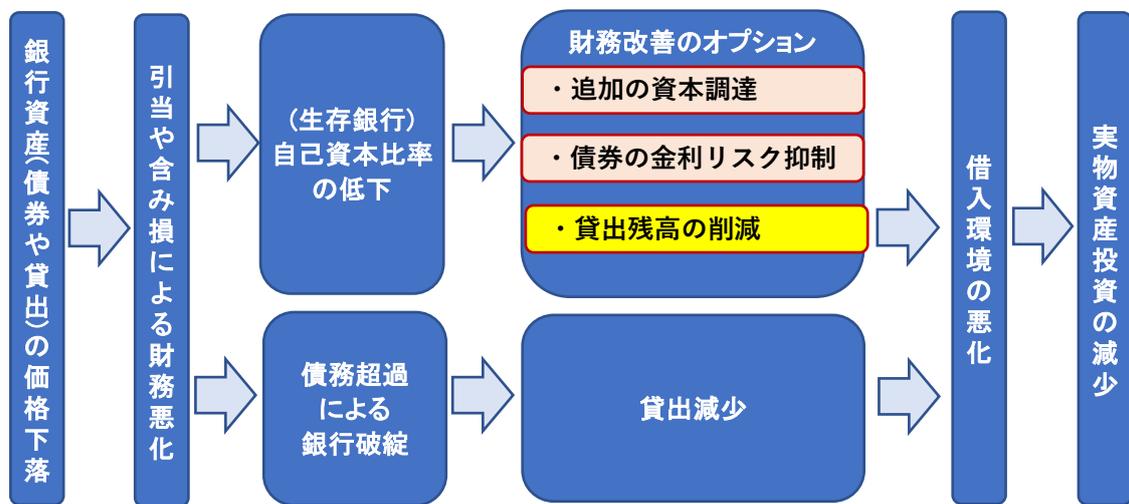
まず、銀行の財務悪化が実体経済へ波及する際のパスについて確認する。一般に、銀行の保有資産(貸出や債券等)の価格が下落すると、引当計上や含み損の資本控除等によって銀行財務が悪化する(次頁図表1)。自己資本を棄損し、債務超過に陥れば破綻する銀行が現れる。今回破綻したSVBは、保有していた債券に金利上昇によって含み損が生じて財務への懸念が高まり、またFDICの保護対象外である預金額が多かったことから預金流出が止まらず、破綻した。利上げ

局面にて、金利感応度の高い長期債の保有に傾斜していたことが主因でもあり、現時点では個社の問題といえる。しかし、SVB と同じく保護対象外の預金が多かった SB にも信用不安が波及し、預金流出が生じた。もっとも、2 行の破綻直後に見られた中小銀行¹からの預金流出は、迅速な米当局の対応によって4月上旬時点では止まっている。

一方、資本の厚みを有し生き残った銀行も、含み損や引当によって自己資本比率が低下して規制水準への抵触が近づけば、財務の健全化を図ろうとする。

財務改善のオプションとしては、追加の資本調達や保有債券の金利リスクの引下げ、貸出残高の削減が挙げられる。特に、貸出残高の削減は、新規貸出の抑制や既存ローンの借り換え停止などによって実施されることになり、企業や家計の借入環境の悪化から設備投資や住宅投資などの実物資産投資の減少に繋がる。

図表 1 銀行の財務悪化を通じた实体经济への影響

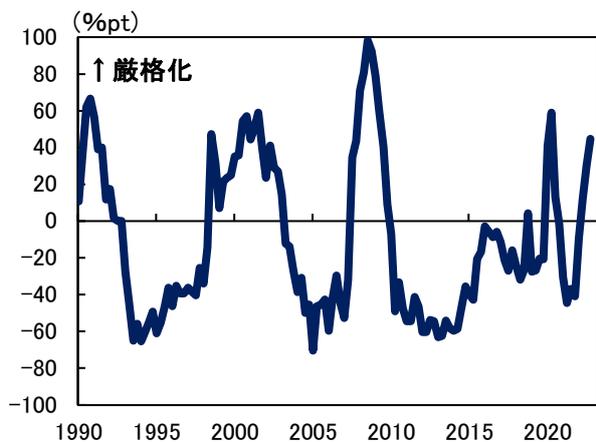


(資料)調査部作成

3. 銀行の貸出態度の悪化

銀行の貸出態度は、新型コロナウイルス感染症の流行直後に急激に悪化した後、米当局の貸出支援策を背景に緩和方向へ振れたが、FRB が利上げを開始してからは、再び厳格化傾向が続いていた(図表 2)。厳格化の理由について見ると、1980 年代以来となる高インフレに対して進められた厳しい金融引締めによって、「経済見通しの不確実性」が上昇したことが主な理由といえる(次頁図表 3)。

図表 2 銀行の貸出態度(大・中堅企業向け)

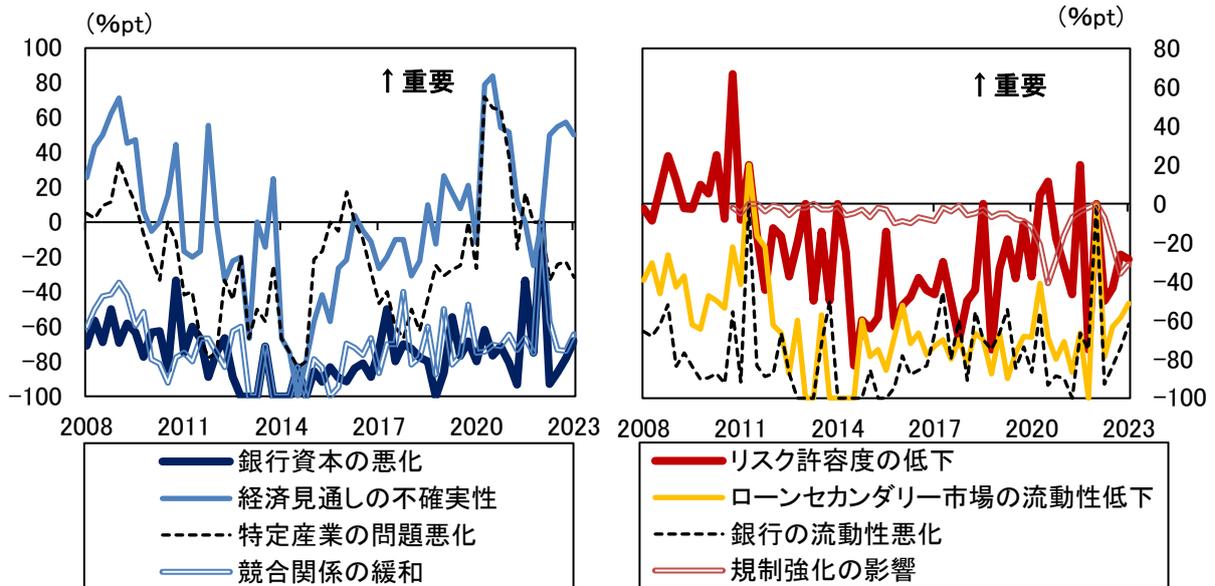


(注)大・中堅企業は年間売上高 5,000 万ドル以上。
(資料)FRB

¹ FRB が公表する「Assets and Liabilities of Commercial Banks in the United States - H.8」では、国内商業銀行のうち、資産規模の上位 25 行が大手銀行(large domestically chartered commercial banks)であり、その他銀行が中小銀行(Small domestically chartered commercial banks)に区分されている。

しかし、今後は、「銀行資本の悪化」や「リスク許容度の低下」、「規制強化の影響」などの理由から、中小銀行を中心に貸出態度が更に厳格化する可能性がある。今般の地方銀行2行の破綻を受けて、中小銀行の財務への懸念が広がり、中小銀行から大手銀行への預金流出が見られた。再び、財務の健全性に対する懸念が高まり、一層の預金流出が生じないためには、中小銀行も貸出に慎重にならざるを得ない。

図表3 銀行貸出態度の厳格化理由



(注) 貸出態度厳格化の理由に関する質問項目について「Very important」の回答者割合から「Not important」の回答者割合を差し引いて算出。
 (資料)FRB

中小銀行への規制強化も避けられない。リーマンショック後に成立したドッドフランク法(金融規制改革法)²では、金融システムの安定化のため、銀行の自己資本の充実や十分な流動性の確保など厳格な金融規制が設けられたものの、トランプ政権時の2018年の法改正で厳格な金融規制の対象行が従来の連結総資産500億ドル以上から2,500億ドル以上に緩和されていた。破綻した2行は、総資産2,500億ドル未満であったため対象外となっており、FRBが財務健全性を審査する2022年のストレステスト³の対象からも外れていた。米ホワイトハウスからは、FRBの裁量にて対応可能な総資産1,000～2,500億ドル未満の銀行に対して規制強化を促す声明が3月30日に出されており、FRBは5月1日までに規制見直し案を公表する予定となっている。

また、比較的財務の健全な大手銀行についても、銀行セクターの問題が米国の「経済見通しの不確実性」を高めることから、貸出態度を厳格化せざるを得ないと見られる。

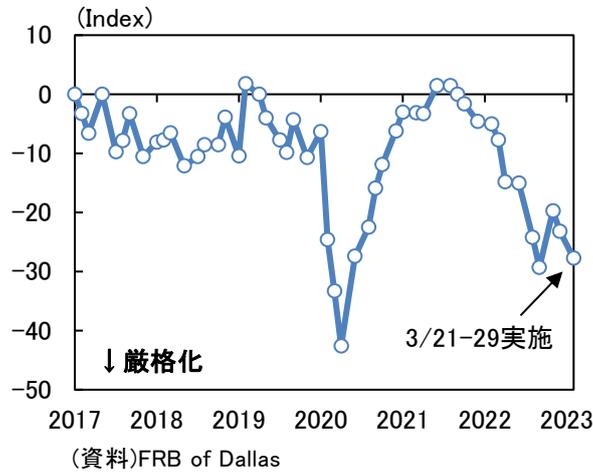
したがって、これまでは利上げに起因して貸出態度が厳格化してきたものの、今後は銀行セクターに加わったショックによって貸出態度が更に厳格化することが考えられる。実際、地方銀行2行

² オバマ政権時の2010年にドッドフランク法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)が成立。その後、トランプ政権時の2018年に一部の規制を緩和するドッドフランク法改正法(Economic Growth, Regulatory Relief, and Consumer Protection Act)が成立。

³ ドッドフランク法改正法の下で、総資産1000～2500億ドル未満の銀行は、2年毎にFRBによる監督上のストレステスト(Supervisory Stress Test)が実施される。

の破綻後、ダラス連銀が管轄地区にて実施した調査では貸出態度の厳格化が確認されている(図表 4)。先述の通り、貸出態度の厳格化は、企業・家計の借入環境の悪化を通じて、实体经济に波及していくことになる。

図表 4 商工ローン向けの貸出基準(ダラス連銀管区)

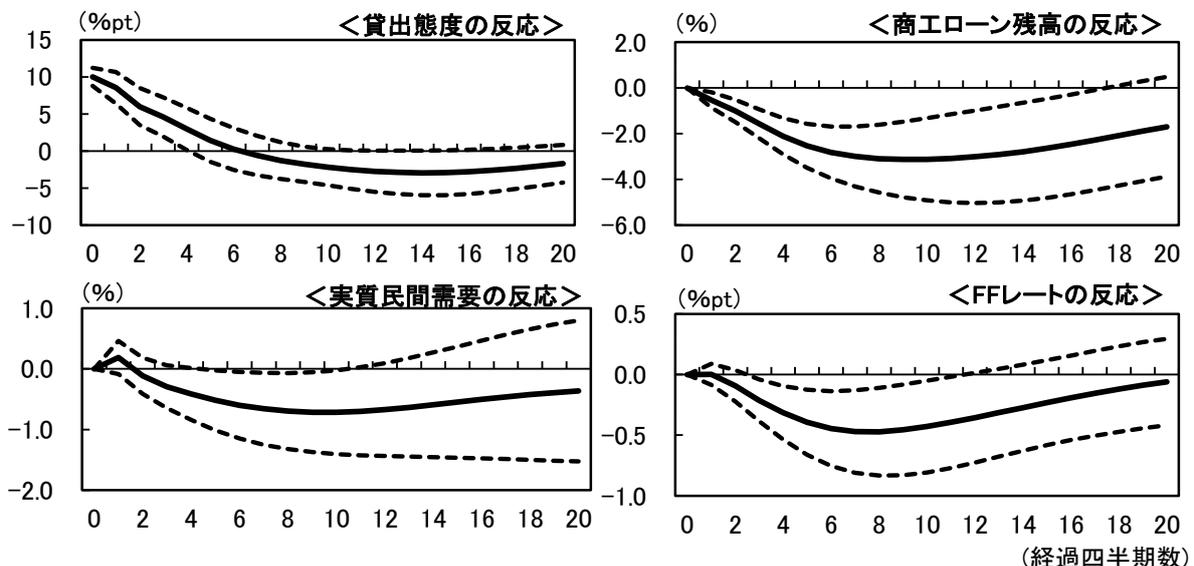


4. 時系列モデルによる貸出態度の厳格化の影響検証

貸出態度に予期せぬショックが生じた際に、その影響がどのように实体经济に波及するかを確認するため、時系列モデル(VAR モデル)を推計する。具体的には①実質民間需要、②GDP デフレーター、③コモディティ価格、④(プロキシ)FF レート、⑤商工ローン残高、⑥貸出金利、⑦貸出態度の 7 変数による構造型 VAR モデルを基本モデルとして推計した(詳細は補論参照)。サンプル期間は、連続した貸出態度のデータが取得可能な 1990 年 4~6 月期から 2022 年 10~12 月期までとした。

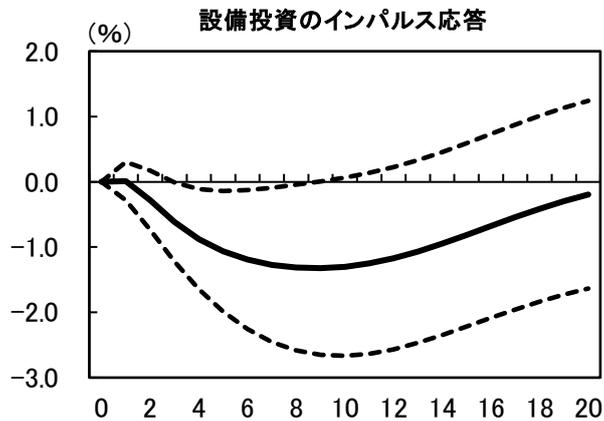
まず、貸出態度にショックが加わると、商工ローン残高が 1 四半期後には有意に減少し、約 2 年をかけて減少幅が深まっていく(図表 5)。

図表 5 貸出態度へのショック(+10%pt)に対する各変数のインパルス応答



実体経済(実質民間需要)への影響については、貸出態度へのショックから5四半期後には有意なマイナスの反応が得られた。より商工ローンとの関係性の強い設備投資の反応を、実質民間需要の変数を入れ替えて推計すると、貸出態度へのショックからより早い3四半期後には設備投資は有意に減少し、1年後の設備投資を▲0.9%、2年後の設備投資を▲1.3%下押しする結果となった(図表6)。

図表6 貸出態度へのショック(+10%pt)に対する



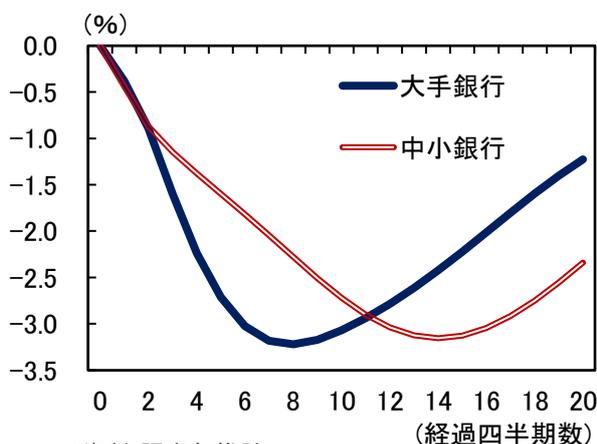
(資料)調査部推計

推計結果からは、先行きの金融政策に関する示唆も得られた。FFレートは、貸出態度へのショックから3四半期後には有意に低下し、約2年をかけて低下していく。モデルで使用した政策金利は、サンフランシスコ連銀がフォワードガイダンスやFRBのバランスシートの変化など広範な金融政策スタンスの変化を織り込んで算出したプロキシFFレートである。すなわち、3四半期後から利下げや量的緩和などを含め金融緩和度合が深まっていくと解釈できる。

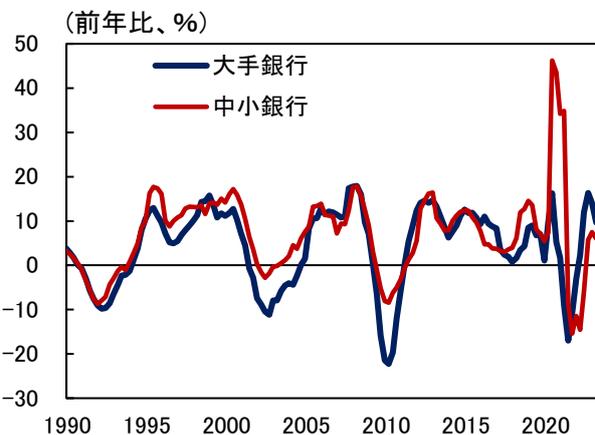
また商工ローン残高を大手銀行と中小銀行別に推計した。1990年以降のサンプルでは、貸出態度へのショックに対して、商工ローン残高は、大手銀行の方が中小銀行に比べて減少ペースが速い結果となった(図表7)。実際、ITバブル崩壊やリーマンショック、コロナ禍において大手銀行の商工ローン残高の減少ペースは中小銀行よりも速かった。大手銀行を中心により厳しい規制が課されていることが背景にあらう(図表8)。

図表7 貸出態度へのショック(+10%pt)に対する

銀行規模別の商工ローン残高のインパルス応答



図表8 規模別商工ローン残高の変化率



5. おわりに

銀行の貸出態度は、金利上昇に伴う景気への影響のみならず、地方銀行の破綻を受けて生じた銀行の信用力への懸念から、更に厳格化する可能性がある。その結果、銀行の貸出抑制を通じて、企業・家計の借入環境を悪化させ、主に実物資産投資を下押しし、実体経済に悪影響を及ぼすことになる。

足下、住宅投資は2022年3月からの利上げの累積的な効果によって既に減少に転じている。そのため貸出態度の更なる厳格化の影響がより懸念されるのは、底堅く推移する設備投資である。時系列分析の結果を踏まえると、今後、設備投資への下押し圧力が高まることで、2023年末にかけて景気が減速していく蓋然性は高まったと見る。

今回の地方銀行破綻の経緯から、中小銀行の信用力・預金流出に懸念が集まっている。中小銀行の貸出残高は、3月中頃から急減した後、4月頭時点では下げ止まったように見えるものの、今後、財務悪化への懸念や規制の強化を背景に、過去に比して速いペースで減少する可能性が高い。加えて、中小銀行の貸出抑制によって景気が下押しされ企業の信用リスクが高まり、大手銀行も厳しい規制の下で過去と同じく速いペースで貸出残高を減少させる可能性がある。その場合、景気への下押し効果が更に強まり、景気後退リスクが高まることで、2023年内の利下げも視野に入ってくる。

(調査部 シニアエコノミスト 岩橋 淳樹)

<補論:構造型VARモデルを用いた分析>

本稿にて、推計した構造型VARモデルの詳細は図表9に示す通りである。変数選択においては、「Cara S. Lown and Donald P. Morgan, “Credit Effects in the Monetary Mechanism,” FRBNY Economic Policy Review, Volume 8, Number1, May 2002」を参考資料とした。図表6は実質民間需要を設備投資に入れ替えて、また図表7は商工ローン残高(国内銀行)を大銀行、中小銀行に入れ替えて推計した。

図表9 推計モデルの説明

推定方法		
使用データ	加工・処理	出所
① 実質民間需要(SAAR)	対数変換	Bureau of Economic Analysis
設備投資(Quantity Index)	対数変換	Bureau of Economic Analysis
② GDPデフレーター	対数変換	Bureau of Economic Analysis
③ コモディティ価格	対数変換	Commodity Research Bureau
④ (プロキシ)FFレート	-	Federal Reserve Bank of San Francisco
⑤ 商工ローン残高(国内銀行)	対数変換	Federal Reserve Board
商工ローン残高(大手銀行)	対数変換	Federal Reserve Board
商工ローン残高(中小銀行)	対数変換	Federal Reserve Board
⑥ 貸出金利(プライムレート)	-	Federal Reserve Board
⑦ 貸出態度(大・中堅企業向け)	-	Federal Reserve Board

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。

「中所得国の罨」再考 ～アジアを中心に

＜要旨＞

1人あたり名目GNIで13,205ドルを閾値とする世銀の「高所得国」基準は、相対的な意味では決して「高い」とはいえず、この基準を満たしたからといって「中所得国の罨」を脱したとみることには違和感がある。というのも世銀が統計対象とする国・地域の約4割がこの閾値を超えているからである。そこで、本稿では、絶対値ではなく「相対値」に基づく所得階層分類を新たに導入することで「高所得国」や「中所得国」を再定義した。そのうえで1960年代以降における「相対的」な所得階層間移動をみると、「相対的」中所得国から「相対的」高所得国への「移行」は例外的な現象であること、また、「移行」には高水準かつ持続的な研究・開発および人的資本の充実を通じた経済全体の高付加価値化が不可欠であることが再確認できる。

1. 新たな所得階層分類の導入

(1) 世銀による所得階層分類

世界銀行(世銀)の定義にしたがうと、中国は「高所得国」入り目前である。2022年時点における中国の1人あたり名目国民総所得(GNI)は12,608ドルとなり、世銀が高所得国の閾値として設定する13,205ドルに迫った。だが、後述する理由から、この13,205ドルという1人あたりGNIは、相対的な意味では決して「高い」とはいえず、したがって、中国がこの閾値を満たしたからといって同国がただちに「中所得国の罨」を脱したとみることには違和感がある。

「中所得国の罨」とは、世銀が2007年公表の報告書『東アジアのルネッサンス』(An East Asian Renaissance: Ideas for Economic Growth)のなかで提示した概念で、経済発展を通じ1人当たりGDPが中程度の水準(中所得)に達した国の多くが、成長率の低下や長期にわたる低迷に直面する現象を意味する。

では、「高所得国」あるいは「中所得国」とは具体的にどのような国を指すのか。2021年時点の1人あたり名目国民総所得(GNI)に基づいて、2023年4月現在、世銀は対象国・地域を以下のとおり分類している¹。

高所得国:	13,205ドル以上
上位中所得国:	4,256～13,205ドル
下位中所得国:	1,086～4,255ドル
低所得国:	1,085ドル以下

¹ World Bank Country and Lending Groups

<https://datahelpdesk.worldbank.org/knowledgebase/articles/906519-world-bank-country-and-lending-groups> (2023年4月24日閲覧)

この定義の下、世銀は、対象とする計 217 개국・地域中 81 개국・地域、つまり全体の約 4 割を「高所得国」グループに分類している(上位中所得国、下位中所得国、低所得国はそれぞれ 54、54、28 개국・地域)。高所得国にはその属領(たとえばグアムやケイマン諸島など)も「1 地域」とカウントされるかっこうで含まれるとはいえ、対象全体の約 4 割を「高所得国」グループに分類することは、バランスを欠いているようにみえる。

(2)「相対的所得階層」による分類

そこで、本稿では、世銀による「高所得国」の定義に調整を加えるかたちで、「相対値」に基づく所得階層分類を新たに導入する。具体的には、世銀の分類に基づく「高所得国」グループの各年の 1 人あたり名目 GDP を基準=100 として、この基準に対する数値を「相対指数」と呼び、相対指数が 50 以上の国を「相対的高所得国」、10 未満の国を「相対的低所得国」、その間の 10 以上 50 未満にある国を「相対的中所得国」と定義、これらを総称し「相対的所得階層」とする。

2021 年を例にとると、同年の「高所得国」グループの 1 人あたり名目 GDP は 48,225 ドルであったが、本稿で導入した「相対的高所得国」の閾値はその半分の 24,113 ドルということになり、世銀による「高所得国」の基準より厳しいものとなる。

なお、本稿では、世銀が“DataBank”上で統計を提供している国・地域のうち、2021 年時点で 5 百万人以上の人口を有する 123 개국・地域に、台湾を加えた 124 개국・地域を分析対象とした(以下では主権国家であるか否かにかかわらず対象国・地域をいずれも「国」という)。

上述で定義した「相対的所得階層」に基づく分類によれば、2021 年時点における「相対的高所得国」は対象 124 개국中 27 개국、「相対的中所得国」は 30 개국、「相対的低所得国」は 60 개국、データなしは 7 개국であった。世銀基準にしたがった「高所得国」が対象全体の約 4 割を占めるのに対し、本稿で定義した「相対的高所得国」の構成比は全体の約 2 割に限られる。

地理的にみると、相対的高所得国は、西欧や北米の国々が大宗を占め、アジアで該当するのは、日本、韓国、台湾、香港、シンガポールの 5 개국のみである。相対的中所得国には、中東欧・旧ソ連、中南米の国々の大部分のほか、アジアでは中国、タイ、マレーシアの 3 개국が含まれる。一方、世銀の分類上「下位中所得国」に区分されるインドネシア、ベトナム、フィリピン、インドは、本稿の分類によると相対的低所得国に属する。

2. 相対的所得階層間の移動

相対的所得階層間の移動は、1960 年代以降を通じてみてもさほど多くない。特に相対的中所得国から相対的高所得国への「移行」は限定的である。

次頁図表 1 は、対象期間を 1960 年～2021 年とし、各年代を前半と後半に区分して、各 5 年間の相対指数の平均値(単純平均)の推移を国毎にみたものである(2021 年時点における相対的高・中所得国のみ掲載)。なお、2020 年代前半は 2020～21 年の 2 年間の平均値をとった。

2020 年前半時点で相対的高所得国は 27 개국を数える。その多くが 1960 年代以降一貫して相対的高所得国としてとどまっており、その大部分は西欧と北米の国々に占められる。

一方、27 개국のうち、1960 年代以降一時的であれ相対的中所得国だったことのある国は、日本、韓国、台湾、香港、シンガポール、スペイン、ポルトガル、チェコの 8 개국だけで、加えてい

ば、このうち過去に相対的低所得国だったことがあるのは韓国のみである。このことは、相対的高所得国の地位は概ね固定的であること、相対的中所得国が相対的高所得国に「移行」することは例外的な現象であること、まして相対的低所得国が相対的高所得国に這い上がることは、きわめて稀有なことであることを示している。

図表1 相対的所得階層の推移

(高所得国(世銀基準)の1人あたり名目GDP=100、相対的高所得国、相対的中所得国、相対的低所得国)

	1960-64	1965-69	1970-74	1975-79	1980-84	1985-89	1990-94	1995-99	2000-04	2005-09	2010-14	2015-19	2020-21
アイルランド	52.2	51.8	56.8	58.0	63.6	65.1	73.5	93.3	128.1	152.7	124.7	167.3	202.2
スイス	138.2	135.6			189.9	194.4	199.9	184.7	164.8	177.3	207.9	197.7	194.0
ノルウェー	108.5	114.4	131.4	159.4	161.2	152.3	143.1	148.4	166.2	218.9	237.4	178.9	170.0
米国	211.3	201.2	174.4	148.3	155.1	148.7	126.1	129.8	142.2	128.0	125.6	142.9	146.0
シンガポール	30.5	29.3	39.4	46.8	64.1	58.9	80.6	99.9	87.7	99.0	131.4	144.6	145.4
デンマーク		122.4	136.6	159.2	129.1	136.1	139.3	140.7	132.6	153.3	146.5	135.5	140.7
スウェーデン	161.2	169.3	173.7	185.2	152.3	147.8	144.8	127.9	121.8	134.4	141.9	124.9	124.1
オーストラリア	125.3	117.9	121.2	123.9	123.9	96.4	90.7	89.3	85.0	111.1	151.8	129.0	122.2
オランダ	81.9	94.1	121.2	147.5	120.5	108.2	113.2	116.3	115.8	135.5	126.4	115.9	120.0
フィンランド	92.4	92.0	97.5	114.4	114.8	128.9	113.9	106.3	107.3	125.0	119.1	109.4	112.3
オーストリア	71.1	72.4	86.6	108.6	101.7	105.0	117.1	116.5	105.8	122.9	121.0	112.7	111.8
ドイツ			112.1	125.6	108.6	107.3	122.9	118.0	100.1	108.7	109.8	105.2	107.0
イスラエル	83.4	72.3						81.8	75.5	69.4	84.3	95.3	105.7
ベルギー	94.5	96.4	111.3	135.4	105.9	98.3	110.0	108.2	100.1	115.8	112.0	104.6	105.6
香港	32.8	33.2	40.8	51.6	62.5	65.3	88.0	104.4	92.4	80.5	88.7	108.3	104.7
カナダ	152.2	148.3	148.1	138.5	133.3	122.4	103.3	88.3	97.4	113.9	124.2	105.9	103.7
ニュージーランド	162.7	97.0	97.9	80.0	78.6	80.6	65.3	69.0	66.5	79.8	96.6	98.2	98.5
英国	100.6	91.6	84.7	81.6	96.4	92.0	96.6	108.4	117.9	122.0	104.3	100.9	94.7
フランス	103.8	109.0	111.6	127.4	113.6	107.4	111.9	105.2	96.8	108.8	102.4	91.9	90.2
アラブ首長国連邦				494.0	410.6	181.8	127.3	113.3	119.0	114.1	102.6	102.9	89.3
日本	41.8	57.5	85.3	103.0	107.0	140.5	158.3	154.9	133.2	104.3	108.0	91.4	86.7
イタリア	64.8	70.2	77.3	77.3	82.7	93.2	103.2	90.6	88.9	98.9	87.8	76.5	73.7
韓国	8.2	7.6	10.3	16.9	21.5	27.4	40.9	47.2	49.9	57.8	63.0	73.2	72.8
台湾	11.6	13.0	16.4	21.3	29.3	37.6	50.6	55.6	52.8	47.1	51.5	58.0	67.2
スペイン	34.1	42.5	50.5	61.6	54.3	56.2	70.8	63.8	68.1	84.3	72.4	66.3	62.3
チェコ							18.5	25.7	30.7	48.6	49.4	49.1	54.3
ポルトガル	26.6	29.6	38.5	36.7	31.6	32.6	46.5	49.6	51.1	59.6	53.5	50.8	51.1
サウジアラビア		31.2	58.6	129.3	143.5	49.6	37.7	32.1	33.6	42.5	53.9	49.7	46.5
スロバキア							14.6	21.7	26.9	41.3	43.6	42.2	44.7
ギリシャ	41.4	49.5	57.2	63.4	56.4	46.7	51.8	55.1	57.5	75.1	57.2	44.2	41.3
ハンガリー							18.2	19.1	25.5	35.6	33.2	34.7	38.0
ポーランド							11.6	17.2	19.8	29.1	32.5	33.0	36.9
チリ	39.2	34.9	35.4	18.8	23.2	13.0	15.8	22.0	18.5	26.3	35.5	34.4	31.9
ルーマニア						11.3	6.5	6.9	8.5	20.3	22.5	25.7	30.4
コスタリカ	22.9	19.0	18.5	20.4	14.0	11.4	12.2	14.1	14.9	16.0	23.5	28.7	26.9
中国	5.2	4.5	3.8	2.8	2.3	2.1	1.8	3.1	4.4	7.5	15.0	21.2	25.0
ロシア						22.2	15.6	9.3	9.6	22.4	34.1	24.3	24.4
ブルガリア					22.1	17.9	7.3	7.1	8.4	15.4	18.3	19.9	24.3
マレーシア	17.0	15.6	15.1	17.4	21.2	15.1	15.5	17.2	15.9	18.6	24.9	24.3	23.2
カザフスタン							7.4	5.5	6.7	16.9	28.9	22.3	21.3
アルゼンチン	65.3	56.3	49.4	33.6	30.8	24.4	30.7	32.4	18.9	19.1	29.9	29.9	20.8
メキシコ	26.4	26.8	25.4	24.6	29.8	16.8	22.5	21.1	27.6	24.8	25.2	22.7	20.4
トルコ	23.8	21.6	16.9	22.6	15.0	12.1	13.6	14.4	15.8	24.3	28.2	24.0	19.9
セルビア								11.2	8.2	14.7	15.5	15.2	18.5
ドミニカ(共)	15.0	11.6	12.1	12.9	15.1	6.4	7.4	10.0	10.3	12.4	14.6	17.8	17.0
ブラジル	16.3	15.5	18.2	23.7	19.0	12.4	12.3	19.5	12.1	19.1	29.6	21.5	15.6
タイ	7.6	7.8	6.9	7.3	8.2	7.2	9.8	10.1	8.1	10.1	13.6	15.4	15.4
リビア							34.4	24.7	21.0	28.6	27.8	22.9	15.3
ベラルーシ							8.6	5.7	5.9	12.6	17.4	14.2	15.1
南アフリカ	37.4	35.4	33.4	27.7	30.6	17.7	16.8	14.8	13.2	17.2	19.1	15.3	13.9
ペルー	19.9	21.8	19.3	15.1	11.1	6.4	7.5	8.9	7.6	9.6	14.8	15.5	13.8
エクアドル	25.1	21.1	16.0	21.9	23.1	11.5	8.3	8.7	7.8	10.0	13.5	14.7	12.7
コロンビア	18.8	14.0	11.8	12.2	14.3	8.9	8.7	10.7	9.3	12.3	18.6	15.1	12.4
パラグアイ		10.1	9.4	11.8	16.7	7.8	8.1	8.0	5.9	8.5	14.1	14.1	12.3
レバノン						5.3	7.9	15.2	15.8	15.0	19.4	20.2	10.7
グアテマラ	17.3	13.6	11.4	12.5	12.7	7.3	5.3	6.5	6.3	6.7	8.1	10.3	10.5
アゼルバイジャン							3.0	2.0	3.0	9.8	17.6	10.9	10.5

(資料) 世界銀行および台湾行政院主計総処に基づき独自に作成

一方、相対的中所得国は2021年現在、計30か国を数えるが、旧ソ連邦構成国を複数含むなどといった理由から、データの欠損が散見される。データが揃っている国のうち、1960年代以降、一貫して相対的中所得国にとどまっている国は、チリ、コスタリカ、マレーシア、メキシコ、トルコ、ブラジル、南アフリカの7か国のみである。一方、相対的中所得国と相対的低所得国の間の移動は少なくない。他方、過去に相対的高所得国であったことがあるものの、現在は相対的中所得国に位置する国としては、サウジアラビア、ギリシャ、アルゼンチンの3か国が挙げられるが、全体からみると少数である。

3. アジア主要国の相対的所得階層間移動

以下では、相対的所得階層間の移動について、対象をアジア主要国(東・東南・南アジアの国のうち人口5百万人以上の国)に絞って分析する(図表2)。

図表2 アジア主要国の相対的所得階層の推移

(高所得国(世銀基準)の1人あたり名目GDP=100、**相対的高所得国**、**相対的中所得国**、**相対的低所得国**)

	1960-64	1965-69	1970-74	1975-79	1980-84	1985-89	1990-94	1995-99	2000-04	2005-09	2010-14	2015-19	2020-21
シンガポール	30.5	29.3	39.4	46.8	64.1	58.9	80.6	99.9	87.7	99.0	131.4	144.6	145.4
香港	32.8	33.2	40.8	51.6	62.5	65.3	88.0	104.4	92.4	80.5	88.7	108.3	104.7
日本	41.8	57.5	85.3	103.0	107.0	140.5	158.3	154.9	133.2	104.3	108.0	91.4	86.7
韓国	8.2	7.6	10.3	16.9	21.5	27.4	40.9	47.2	49.9	57.8	63.0	73.2	72.8
台湾	11.6	13.0	16.4	21.3	29.3	37.6	50.6	55.6	52.8	47.1	51.5	58.0	67.2
中国	5.2	4.5	3.8	2.8	2.3	2.1	1.8	3.1	4.4	7.5	15.0	21.2	25.0
マレーシア	17.0	15.6	15.1	17.4	21.2	15.1	15.5	17.2	15.9	18.6	24.9	24.3	23.2
タイ	7.6	7.8	6.9	7.3	8.2	7.2	9.8	10.1	8.1	10.1	13.6	15.4	15.4
インドネシア		2.7	3.1	4.8	5.6	3.6	3.6	3.6	3.4	4.9	8.5	8.9	9.0
ベトナム						2.6	0.8	1.4	1.7	2.6	5.2	7.1	8.0
フィリピン	14.2	10.4	7.2	7.9	8.0	5.0	4.5	4.9	3.9	4.5	6.3	7.4	7.3
ラオス					1.0	2.7	1.3	1.3	1.3	1.9	3.8	5.7	5.6
バングラデシュ	6.0	5.2	3.6	2.8	2.2	1.8	1.4	1.6	1.6	1.6	2.2	4.1	5.1
インド	6.2	4.7	3.7	2.9	2.9	2.4	1.6	1.7	1.9	2.5	3.5	4.4	4.5
カンボジア	7.7	6.8	3.0				1.2	1.2	1.3	1.7	2.3	3.3	3.5
パキスタン	5.9	6.1	4.3	3.2	3.4	2.5	1.9	1.8	2.0	2.2	2.6	3.5	3.1
ミャンマー	1.6	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.5	0.6	1.0	2.6	2.9	3.0
ネパール	3.2	3.2	2.2	1.7	1.5	1.2	0.9	0.8	0.9	1.1	1.8	2.4	2.6
アフガニスタン	4.6	6.3	4.6	3.6	3.2				0.7	0.9	1.5	1.3	1.0

(資料) 世界銀行および台湾行政院主計総処に基づき独自に作成

うち日本、韓国、台湾、香港、シンガポールは、前述のとおり、下位階層から相対的高所得国に「移行」した例外的な国である。

このうち最も早い時期に相対的高所得国になったのは日本で、1960年代後半のことである。

日本に続いて相対的高所得国に移行したのは、香港(1970年代後半)とシンガポール(1980年代前半)である。前者は自由放任型、後者は国家主導型(特にリー・クアンユー首相時代)というタイプの異なる経済発展を辿ったが、領域が1都市のみで構成されるという点で共通する。

台湾は、相対的低所得国に近い経済水準から出発し、1970年代の開発独裁期(蔣経国総統時代)に急成長を遂げ、1990年代前半に一度相対的高所得国に移行した。その後2000年代後半に相対的中所得国に転落したものの、2010年代前半には相対的高所得国に復帰した。

韓国は、相対的低所得国から相対的高所得国に這い上がった特異な例である。同国は、台湾

同様、1970年代の開発独裁期(朴正熙大統領時代)に高度成長期に突入、1970年代前半に相対的低所得国を脱し、2000年代後半には相対的高所得国に移行した。

中国、マレーシア、タイは、2020年前半現在、いずれも相対的中所得国に位置する。しかし、2010年代以降の各国の相対指数の変化をみると、相対的低所得国を脱出したのが3か国のなかで最も遅かった中国で指数が急伸を続ける一方、マレーシアとタイは停滞しており、明暗がわかれている。

ただし、中国を他の国民国家と同様に扱うことについては慎重さが求められる。というのも、その広大な国土を背景に、中国は内部に巨大な地域間経済格差を抱えるからである。

図表3は、中国を31の省区市に分解し、各省区市の相対的所得階層の変遷をみたものである。なお、各省区市について、ここでは便宜的に「国」と呼ぶ。

図表3 中国31省区市の相対的所得階層の推移

(高所得国(世銀基準)の1人あたり名目GDP=100、**相対的高所得国**、**相対的中所得国**、**相対的低所得国**)

	1960-64	1965-69	1970-74	1975-79	1980-84	1985-89	1990-94	1995-99	2000-04	2005-09	2010-14	2015-19	2020-21
北京	13.6	10.0	10.9	9.1	7.2	6.1	5.0	8.5	14.5	22.6	35.6	48.6	57.0
上海	26.7	21.0	20.8	16.7	11.9	8.2	6.5	11.4	15.9	23.1	34.9	47.1	54.1
江蘇	4.8	4.0	3.7	3.0	2.7	2.7	2.5	4.6	6.6	12.4	25.4	36.1	42.3
福建	4.1	3.0	2.5	1.8	1.9	1.9	2.1	4.2	5.9	9.4	20.1	29.9	36.4
天津	13.4	10.7	11.0	7.9	6.3	4.9	3.6	6.3	8.9	14.4	25.1	31.3	35.2
浙江	4.5	3.5	3.0	2.3	2.5	2.7	2.6	5.1	7.8	13.1	23.3	30.5	35.0
広東	5.5	4.3	3.4	2.7	2.5	2.8	2.9	4.9	7.1	12.0	20.2	26.9	30.6
重慶	4.3	3.1	2.3	1.9	1.7	1.5	1.3	2.5	3.7	6.4	14.7	22.6	27.0
湖北	4.6	4.0	3.1	2.4	2.1	1.9	1.5	2.3	3.4	6.1	14.8	22.6	26.2
内蒙古	6.7	4.7	3.4	2.3	1.9	1.9	1.5	2.4	3.9	7.9	16.0	21.9	25.7
山東	3.3	3.1	2.7	2.2	2.2	2.1	2.0	3.6	5.0	9.0	16.9	22.4	25.1
陝西	4.1	3.1	2.9	2.1	1.6	1.5	1.2	1.9	2.8	5.7	13.9	19.7	23.1
安徽	4.0	3.2	2.6	1.8	1.6	1.6	1.1	2.0	2.9	4.8	11.5	17.6	21.7
湖南	3.9	3.4	2.9	2.1	1.8	1.5	1.3	2.1	3.1	5.4	12.1	18.2	21.6
遼寧	9.6	6.6	6.5	5.0	3.8	3.5	2.9	4.2	5.8	8.7	15.3	18.3	20.2
江西	4.5	3.8	3.0	2.0	1.7	1.4	1.2	1.9	2.7	4.9	10.8	16.2	20.1
四川	2.7	2.4	1.9	1.6	1.6	1.3	1.2	1.9	2.7	4.8	11.0	16.3	20.0
海南	0.0	0.0	0.0	0.9	2.0	1.8	2.0	2.8	3.6	5.4	11.7	16.6	19.5
寧夏	5.4	4.1	3.8	2.8	2.0	1.8	1.4	2.1	3.1	5.4	12.2	16.0	19.2
山西	5.8	4.3	3.7	2.6	2.3	1.9	1.5	2.3	3.3	6.3	12.0	14.3	18.9
新疆	7.9	5.0	3.0	2.2	2.1	2.0	1.9	2.8	4.0	6.2	12.5	16.3	18.9
河南	2.7	2.5	2.2	1.6	1.6	1.4	1.1	2.1	3.0	5.8	11.6	16.3	18.7
雲南	3.5	2.7	2.3	1.5	1.4	1.2	1.3	2.0	2.5	4.1	9.0	14.2	18.0
西藏	5.3	4.7	3.5	2.7	2.3	1.7	1.1	1.6	2.7	4.4	8.8	14.0	17.9
青海	6.6	5.0	4.3	3.0	2.2	1.9	1.5	2.1	2.9	4.8	10.2	15.1	17.6
吉林	6.3	4.8	4.0	2.8	2.3	2.3	1.8	2.7	3.4	5.4	11.9	15.3	17.4
河北	3.8	3.6	3.0	2.5	2.0	1.8	1.6	2.7	3.8	6.4	11.9	14.7	16.8
貴州	3.0	2.3	1.6	1.1	1.1	1.0	0.8	1.1	1.5	2.9	7.2	12.7	15.9
広西	3.0	2.3	2.2	1.7	1.4	1.2	1.2	2.0	2.5	4.2	9.1	13.0	15.3
黒竜江	9.0	7.6	5.7	4.0	3.2	2.5	2.0	3.0	3.9	5.9	10.9	13.0	14.7
甘肅	3.3	3.2	3.1	2.5	1.7	1.4	1.1	1.6	2.3	3.8	8.0	10.6	12.6

(資料) 世界銀行および中国国家統計局に基づき独自に作成

中国の相対指数は1970年代末に改革開放政策が始まって以降も低下が続き、1980年代後半から1990年代前半にかけては、北京市と上海市を含む全省区市が相対的低所得国に沈んでいた。だが、1990年代以降の飛躍的な経済発展を受け、2010年代後半までにすべての省区市が相対的中所得国となり、2020年代前半には、うち北京市と上海市が相対的高所得国入りした。両都市の人口規模は、北京市が約2,200万人、上海市が約2,500万人と、それぞれ台湾やオー

オーストラリアに匹敵しており、つまり中国は国内にすでに2つの相対的高所得国を内包している。さらに、東部の江蘇省(人口約8,500万人)の相対指数も相対的高所得国の水準に迫っている。以上を総じていえば、中国は国全体としては相対的中所得国でありながら、同時に部分的にはすでに相対的高所得国といえる。

他方、上記以外のアジア主要国をみると、世銀の定義上は「下位中所得国」に分類されるインドネシア、フィリピン、ベトナム、インドを含め、いずれも相対的低所得国から脱したことがない。

4. 世界システム論の援用

では、なぜ、相対的中所得国からの相対的高所得国への「移行」は例外的なのか。この問いに対し、以下では歴史学者・社会学者イマニュエル・ウォーラーステイン(1930～2019)の「世界システム論」²を援用し考察する。

「世界システム」とは、「それ以上の上位のシステムがない社会システム」を指す。ウォーラーステインによると、これまでのところ世界システムには歴史的に2つの種類、すなわち「世界-帝国」と「世界-経済」しか存在しない。うち「世界-帝国」とは、ローマ帝国や歴代の中華王朝のように、単一の政治的中心、単一の垂直的分業、そして多元的な文化を有する大規模な官僚制構造を指す。一方、「世界-経済」とは、多元的な政治的中心と多元的な文化を有する単一の大規模な垂直的分業を意味する。

ウォーラーステインによれば、近代以降の「世界-経済」、すなわち、16世紀の北西ヨーロッパを起源とし、そこから世界大に拡大していった「近代世界システム」は、「中核的生産過程」と「周辺的生産過程」からなる垂直的分業を特徴とする。「中核/周辺」という概念が意味しているのは、生産過程における利潤率の高低であり、利潤率は生産される財の独占性によって左右される。したがって、「中核的生産過程」とは、独占性が高い高付加価値な財の生産過程のことであり、「周辺的生産過程」とは、逆に厳しい国際競争にさらされた低付加価値な財の生産過程を指す。

中核的生産過程は、少数の国家に集まる一方、周辺的生産過程は多数の国家に分散する。世界システム論において、前者は「中核国」と呼ばれ、後者は「周辺国」と呼ばれる。そして、その中間には「半周辺国」といわれる中核的生産過程と周辺的生産過程をあわせもつ国家が存在する。

中核的生産過程が生産の対象とする財は永続的なものではない。近代世界システムでは、はじめ中核国で生産されていた財が、生産移転により半周辺国で生産されるようになり、さらに周辺国でも生産されるようになるという変遷を繰り返してきた。しかし、こうしたダイナミズムは、システムの構造そのものには影響を与えず、中核的生産過程は常に少数の中核国に集中する。中核国は自らの独占性を保護しようと努める一方、周辺国は通常、垂直的分業に対して行使しうる影響力をあまり持ち合わせていないからである。

中核的生産過程と周辺的生産過程が混在する半周辺国は、周辺国への転落回避に努めつつ中核国の地位獲得を目指して行動する。そのため半周辺国は自国産業を保護すると同時に、同じように中核国を目指す他の半周辺国との間で熾烈な生産移転競争を繰り広げなくてはならないが、中核国からの圧力に晒されるなか、競争に勝ち抜くのは容易ではない。

² イマニュエル・ウォーラーステイン『入門 世界システム分析』藤原書店、2006年、67～70頁、および田中明彦『世界システム』東京大学出版会、1989年、10～19頁、48～53頁参照。

5. 「移行」には何が必要なのか

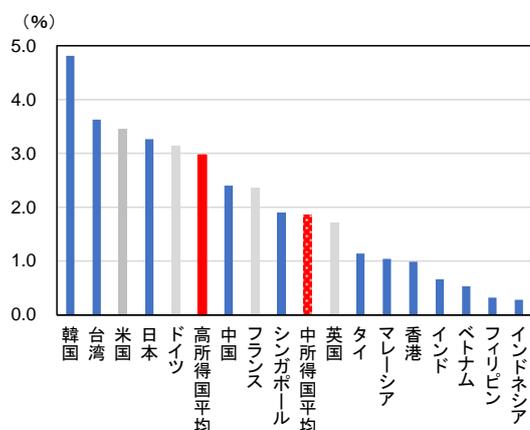
ここで、ウォーラーステインが定義する「中核国」を「相対的高所得国」、「半周辺国」を「相対的中所得国」、「周辺国」を「相対的低所得国」に置き換えると、相対的高所得国は主として高付加価値な財を生産する国、相対的低所得国は逆に低付加価値な財を生産する国、相対的中所得国は高付加価値な財と低付加価値な財の双方を生産する国ということになる。どのような財が高い付加価値をもつのかは、そのときどきの経済環境で変化する。現在であれば、高水準の研究・開発力および技術力が求められる最先端の半導体などが高付加価値な財の代表例であろう。

ウォーラーステインの議論を踏まえると、ある国が相対的中所得国から相対的高所得国に「移行」するためには、生産過程全体に占める高付加価値な財の比率の引き上げ、換言すると経済の高付加価値化が必須となる。

そのために要となるのは、研究・開発(R&D)の投入、そして人的資本の充実である³。実際、両者は相互に関連しており、たとえば、R&Dの拡大には、その前提条件として科学教育、特に理工系の高等教育の量的質的拡充が不可欠である。

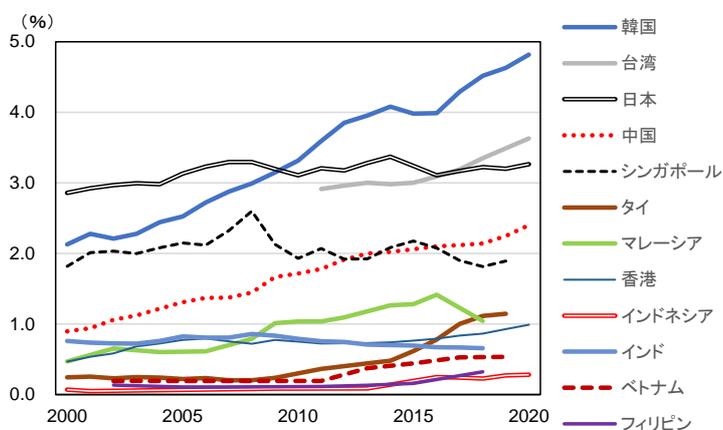
以上を踏まえ、以下では議論を再びアジア主要国、なかでも韓国、台湾、中国、タイ、マレーシアに限定したうえで、相対的中所得国から相対的高所得国への「移行」には何が求められるのかについて、R&Dを中心に検討する。

図表4 主要国のR&Dの対GDP比



(注) 英国、タイ、ベトナムは2019年値、マレーシア、インド、フィリピンは2018年値、その他は2020年値
(資料) 世界銀行、台湾国家科学・技術委員会

図表5 アジア主要国のR&D対GDP推移



(資料) 世界銀行、台湾国家科学・技術委員会

すでに「移行」を実現している韓国と台湾をみると、そのR&Dの対GDP比は高所得国平均を上回っており、なかでも韓国の同比率は2020年時点で4.8%と世界最高水準に達している(図表4)。むしろ両国における高水準のR&Dは一朝一夕に生じたものではなく、長期にわたる蓄積の結果である(図表5)。

両国におけるR&D拡大の経緯を簡単に辿ると、まず韓国については、1990年代以降、民間部門、特にサムスンや現代などの財閥系大企業を中心にR&D支出を急増させていった。業種別に

³ 恒川恵一『新興国は世界を変えるか』中央公論新社、2023年、33～35頁などを参照。

は電機、自動車、通信の各分野で顕著であり、これらの産業分野が韓国経済の高付加価値化に大きく寄与したことは改めていうまでもない。李明博政権期(2008～13年)には「科学技術強国建設」を標榜し、税制によるインセンティブ強化を通じ、R&D投資の拡充をさらに促進した⁴。

台湾は現在、半導体分野で世界の最先端を走るが、その嚆矢は1975年に政府主導でスタートした技術開発プロジェクトにある。その成果として1980年にUMC(聯華電子)、1987年には、のちに世界最大のファウンドリーとなるTSMC(台湾積体製造)が設立された⁵。以来、半導体分野を中心としたR&Dは、台湾経済の高付加価値化を牽引し続けている。

近年、中国もR&Dを加速させており、投入額で見れば同国はすでに米国に次ぐ世界第2位の座にある。また、対GDP比でも、2020年時点で2.4%に達し、英国を上回り、フランスと肩を並べるに至っている(前頁図表4)。

しかし、国連貿易開発会議(UNCTAD)「2023年版テクノロジー・イノベーション報告」(2023年3月公表)によれば、「先端技術準備指数」⁶(2022年基準)を構成するサブ指数のうち、中国は「R&D」の項目では世界166か国中首位に立つ一方、人的資本に関する指標である「スキル」の項目は92位に甘んじており、26位の韓国はおろか、51位の日本と比べても水をあけられている。また、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2022」に基づき日中韓の人口百万人あたりの博士号取得者数を比較しても、韓国(2020年)の312人、日本(2019年)の120人に対し、中国(2020年)は47人とどまっている。

前述のとおり、中国はすでに国内に相対的高所得国を内包しているが、同国が国全体として相対的高所得国入りするためには、R&Dの持続的拡大に加え、人的資本の充実が求められよう。

他方、マレーシアとタイのR&Dの対GDP比は、前者が2018年時点で1.0%、後者が2019年時点で1.1%と中所得国平均の半分程度にとどまっている(前頁図表4)。その点からいえば、今後R&Dの投入レベルをダイナミックに引き上げていかない限り、両国には、経済の高付加価値化も、したがって相対的高所得国への「移行」も長期的に期待できないだろう。

(調査部 海外調査チーム長 村上 和也)

<主要参考文献>

イマニュエル・ウォーラーステイン『入門 世界システム分析』藤原書店、2006年 (Wallerstein, Immanuel, *World-System Analysis*, Duke University Press, 2004)

田中明彦『世界システム』東京大学出版会、1989年

恒川恵一『新興国は世界を変えるか』中央公論新社、2023年

⁴ 藤田哲夫「韓国のイノベーション政策と戦略の方向性」(日本総研「JRIレビュー2014 Vol.6」)、83～85頁、89～94頁。

⁵ 渡辺利夫編『アジア経済読本 第4版』(東洋経済新報社、2009年)、40～48頁。

⁶ 先端技術準備指数は、各国・地域の先端技術の利用に関する準備状況をランキングとして示したもの。

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。